

令和２年度 スマートハウス普及促進事業補助金 公募要領

1 事業の概要

緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策のため、県が定める創エネ・蓄エネ設備を設置する場合に、その経費の一部を補助します。

2 応募対象事業・応募資格

(1) 応募対象事業

①創エネ・省エネ設備の導入推進

補助対象事業：

住宅等への定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入

補助対象設備：

ア：定置用リチウムイオン蓄電池

イ：家庭用燃料電池（エネファーム）

②太陽熱利用の促進

補助対象事業：

住宅等への太陽熱利用システムの導入

補助対象設備：太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）

※①のア及び①のイ、又は①のア及び②は併用できます。

(2) 応募資格

ア 自らが居住する県内に所在する住宅（別荘を除く。）の敷地内に補助対象設備を設置する者

イ 建売住宅供給者等から県内にある補助対象設備付住宅（別荘を除く。）を購入し、当該住宅に居住する者

ウ 自らが居住する県内に所在する共同住宅等（分譲及び賃貸）に補助対象設備を設置する者

エ 建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付共同住宅等を購入し、当該住宅に居住する者

オ 集会所等に補助対象設備を設置する自治会等

3 申込手続

(1) 申込受付期間

令和2年6月1日(月) ~ 令和3年2月12日(金)まで
受付時間 9時~12時、13時~17時(土・日・祝日は除く)
※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了します。

(2) 必要書類

スマートハウス普及促進事業補助金 申込書(第1号様式)

(3) 提出先

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課
住所：〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL: 0742-27-8016(ダイヤルイン)

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(5) 申込書(様式)入手方法

①ホームページからダウンロード

URL : <http://www.pref.nara.jp/43555.htm>

②窓口配布

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課
配布時間：9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日は除く)

4 申請手続

(1) 申請受付期日

令和3年3月10日(水)まで(必着)
受付時間 9時~12時、13時~17時(土・日・祝日は除く)

(2) 必要書類

- ①スマートハウス普及促進事業補助金 申請書(第3号様式)
- ②補助対象設備設置に係る領収書の写し(補助対象経費以外の経費が含まれている場合は、その内訳を確認できる書類を追加)
- ③補助対象設備の設置状態を確認できるカラー写真
- ④補助対象設備の保証書の写し
- ⑤県税の滞納のない旨の証明書(原本・交付申請提出の3か月以内に発行されたもの)
- ⑥住民票(原本・補助対象機器設置場所の住所のもの・交付申請提出の3か月以内に発行されたもの)
- ⑦家の引き渡し日を確認できる書類(住宅が新築の場合)

上記に加え、設備の種類により、以下の添付資料が必要です。

▽定置用リチウムイオン蓄電池

◎補助対象設備の銘板写真

◎太陽光発電設備を設置していることを証明する書類

例：太陽光発電設備の保証書及び写真、系統連系が確認できる書類
及び写真など

▽家庭用燃料電池を設置される方

◎補助対象設備の銘板写真

▽太陽熱利用システムを設置される方

◎補助対象設備の仕様がわかる書類

(3) 提出先、提出方法及び申請書（様式）入手方法

3 申込手続と同様

5 請求手続

(1) 請求書受付期間

交付決定通知書送付後～令和3年4月15日まで

(2) 必要書類

スマートハウス普及促進事業補助金 請求書（第4号様式）

(3) 提出先、提出方法及び請求書（様式）入手方法

3 申込手続と同様

6 補助金取り下げ手続

補助金の取り下げは以下の様式に必要事項を記入して提出してください。

○スマートハウス普及促進事業補助金 申込取り下げ書（第5号様式）

○スマートハウス普及促進事業補助金 申請取り下げ書（第6号様式）

7 補助金の交付等

(1) 補助金の額

補助対象設備の種類	要件	補助金の額※1
(1) 定置用リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備を併設していること。 ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の補助対象となる設備であること。 	南部東部地域※2 13万円
		上記以外の地域 10万円
(2) 家庭用燃料電池（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が行う「家庭用燃料電池システム導入支援事業」の補助対象となり、かつ停電時自立運転機能を有する設備であること。 	南部東部地域※2 11万円
		上記以外の地域 8万円
(3) 太陽熱利用システム <ul style="list-style-type: none"> ・ 強制循環型 ・ 自然循環型 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた設備であること。 	9万円 3万円

補助金の額※1：国や市町村等の補助金と併用可能です。

（但し、補助対象経費から国や市町村等の補助金を差し引いた金額が補助上限額に満たない場合は、その金額が県の補助金となります。）

南部東部地域※2：五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村）、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村及び御杖村）

(2) 補助金の交付時期

補助金は、申請書の提出を受けて、補助金額を確定した後に支払う。

(3) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- ① スマートハウス普及促進事業補助金交付要綱及び奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- ⑤ 知事が定めた財産の処分の制限期間内に、知事の承認を得ずに、取得した財産を処分したとき。

8 注意事項

- 令和3年2月28日（日）までに補助対象設備の工事を完了することが必要です。
- 申し込み、交付申請、請求は原則として同一の者が行う必要があります。
- 申し込み、交付申請、請求時に押印する印鑑は、すべて同じ印鑑で押印してください。
- 申請書における自署捺印は、すべての書類が揃った後に行ってください。自署日以降の書類が添付されている場合、受理できません。